

議案第128号 令和5年度 大津市一般会計補正予算(第6号)のうち、
環境部の所管する部分について

議案第128号 令和5年度大津市一般会計補正予算(第6号)のうち、環境部の所管する部分についてご説明申し上げます。

まず、今回の人件費補正にかかる給与改定の概要について、ご説明申し上げます。

今回の給与改定につきましては、本年8月の人事院勧告に引き続き、10月の滋賀県人事委員会からの勧告に基づき、常勤職員及び会計年度任用職員の給与を改定しようとするものでございます。

また、新たな人事給与制度として、より発展した人事給与制度を実施するにあたり、国家公務員の俸給表と水準の均衡を図るため、給料表の改定を行うものです。

資料「令和5年度大津市職員の給与改定について」に沿ってご説明を申し上げます。

まず、常勤職員の改定について説明いたします。

(1)の給料表の改定をご覧ください。

給料については、今回の人事院勧告による増額改定により、行政職給料適用者では、平均引上率としては、1.11%、平均引上額は、3,427円とな

ります。他の給料表においては記載の通りであり、実施時期は令和5年4月1日にさかのぼって遡及適用するものであります。

2ページ目をお願いいたします。

(2)の期末・勤勉手当の改定についてであります。令和5年度は12月期に、一般職は期末手当・勤勉手当をそれぞれ0.05月、暫定再任用職員は、それぞれ0.025月引き上げるものであります。

3ページ目をお願いいたします。

令和6年度における期末・勤勉手当については、令和5年度12月に引き上げた月数を、令和6年度6月及び12月に均等に配分して引上げを行います。

よって、一般職員の期末手当及び勤勉手当について、それぞれ0.025月ずつ引き上げし、暫定再任用職員は、それぞれ0.0125月ずつ引き上げるものです。

4ページ目をお願いいたします。

(4)の給与改定率であります。給料の改定による地域手当のはねかえり分を含めた給与改定率は0.86%となり、給与改定額は3,351円となるものであります。

5ページ目をお願いいたします。

(5)の給与改定に伴う会計別所要額であります。一般会計、特別会計、企業会計を合わせて、人事院勧告に伴う影響額が2億4,300万円余りで

あり、より発展した人事給与制度に伴う影響額が460万円余りであるため、合計2億4,800万円余りの所要額となるものであります。

6ページ目には、給料、地域手当、期末勤勉手当について、各会計別の影響額を記載しております。

7ページ目をお願いいたします。

次に会計年度任用職員の改定についてご説明します。

会計年度任用職員についても、人事院勧告等の内容を踏まえた改定を行うとともに、地方自治法の改正によって令和6年4月1日からパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることから、本市会計年度任用職員について、令和6年度より新たに勤勉手当を支給するものです。

(1)の給料表の改定ですが、会計年度任用職員についても、国の給料表に対応して同様の改定を行います。なお、これまで、会計年度任用職員については、改定の適用時期を翌年度からとしておりましたが、国の指針等が改正され、改定の実施時期を含めて常勤職員の給与改定に準じるよう努めるとされたことを踏まえ、常勤職員と同様に、適用の時期を令和5年4月に遡及して改定を行うものです。

なお、行政職給料表の改定額は月額8,700円から12,000円となっております。

8ページ目をお願いいたします。

(2)の期末手当につきましては、令和5年度分として、現行の2.55月から滋賀県に準じて0.05月引き上げ、年間で2.60月の支給とします。また、令和6年度以降は、正規職員と同様の月数である2.45月で支給するものであります。これは、勤勉手当の支給が無いことへの措置として据え置いた月数について減じることによるものです。

9 ページ目をお願いいたします。

(3)の勤勉手当については、令和6年度より年間2.05月で新たに支給を開始するものであります。月数は正規職員と同様であります。

10ページ目をお願いいたします。

(4)の影響額ですが、令和5年度においては、給料・報酬が2億6600万円余り、期末手当が3500万円余り、合計で3億200万円余りの増額となるものであります。

令和6年度においては、期末手当が2200万円余りの減額、勤勉手当が6億1100万円の増額となり、差し引きで5億8800万円余りの増額となります。

また、個別の職員に係る具体例として、事務補助の職員で、1日7時間、週5日勤務である場合の初年度の給与について、改定前後の金額を記載しております。月額で約1万2千円、期末勤勉手当を含む年額では、約48万円の増額となります。

以上が、給与改定の概要でございます。

続きまして、歳出について説明いたします。この後の目ごとの説明においては、給与費の改定以外の内容について、説明いたします。

大津市予算関係議案の54ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目7環境保全費、説明欄1の常勤職員給与費18,091千円は、環境政策課に係る正規職員数の変動(20人→22人)に伴い、給料及び職員手当等を増額するものです。説明欄2の環境企画推進費3,113千円は、環境政策課における体制補充のために追加配置(1人)した会計年度任用職員の雇用経費を措置するものです。説明欄3の会計年度任用職員雇用経費1,615千円の増額は、正規職員の育休を代替する会計年度任用職員の配置等に伴い、所要の補正をするものです。

款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費、説明欄1の常勤職員給与費26,177千円の減額は、廃棄物減量推進課及び環境施設課に係る正規職員数の変動(33人→29人)に伴い、給料及び職員手当等を補正するものです。

目2産業廃棄物対策費、説明欄1の常勤職員給与費13,458千円の減額は、産業廃棄物対策課に係る正規職員数の変動(16人→14人)に伴い、給料及び職員手当等を補正するものです。説明欄2の産業廃棄物対策費2,086千円の減額は、産業廃棄物対策課の会計年度任用職員数の変動(5人→4人)に伴い、雇用経費を補正するものです。

目3ごみ減量推進費、説明欄1のごみ減量推進費703千円は、全庁を挙

げて取り組んでいる障害者雇用の推進として、1月から1名の雇用を見込み、廃棄物減量推進課の会計年度任用職員雇用経費を措置しようとするものです。

大津市予算関係議案の56ページをお願いします。

目4じん芥処理費、説明欄1の常勤職員給与費22,135千円は、環境美化センター及び北部クリーンセンターに係る正規職員数の変動(19人→21人)に伴い、給料及び職員手当等を増額するものです。説明欄2のじん芥処理推進費534千円は、廃棄物減量推進課及び北部クリーンセンターの会計年度任用職員に係る雇用経費について決算を見据えて補正するものです。

目5じん芥焼却場費、説明欄1の環境交流館管理運営費311千円は環境交流館の会計年度任用職員、説明欄2のじん芥焼却場管理運営費314千円は環境美化センターの会計年度任用職員、それぞれについて決算を見据えて補正するものです。

目6不燃物処分費、説明欄1の不燃物処分場管理運営費1,184千円の減額は、大田廃棄物最終処分場及び北部廃棄物最終処分場の会計年度任用職員数の変動(4人→3人)など年間の所要額を見据えて補正するものです。

目7し尿処理費、説明欄1の常勤職員給与費6,165千円は、衛生プラントに係る正規職員の異動等に伴い、給料及び職員手当等を増額するものです。説明欄2のし尿処理対策費408千円、並びに説明欄3の衛生処理場管理運営費365千円、それぞれの増額は、廃棄物減量推進課並びに衛生プラ

ントの会計年度任用職員の雇用経費について、決算を見据えて補正するものです。

以上、議案第128号令和5年度大津市一般会計補正予算(第6号)のうち、環境部が所管する部分についての説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。